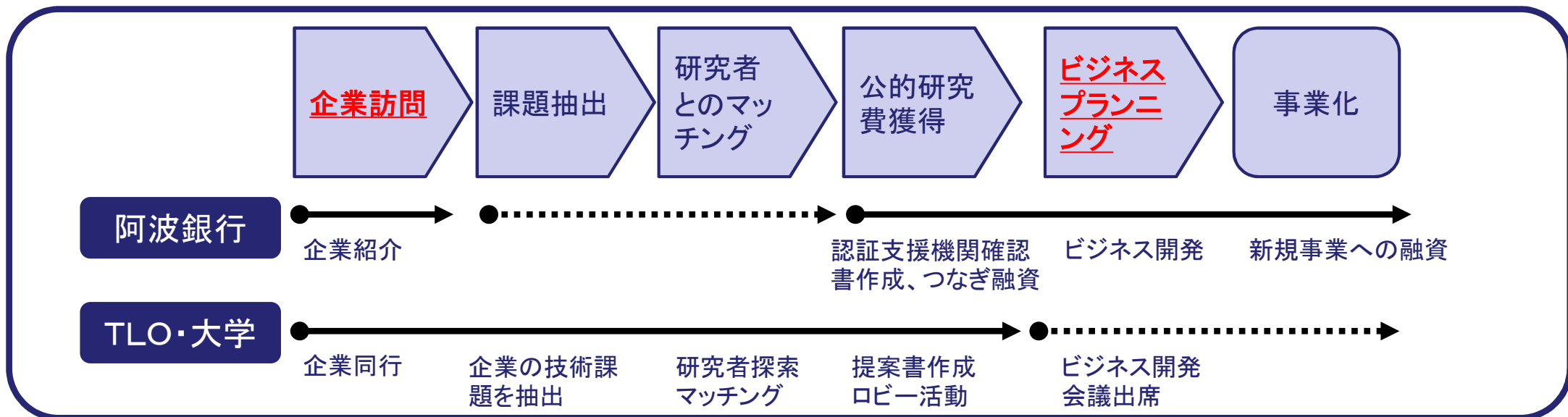


図表43 株式会社テクノネットワーク四国における金融機関との連携事例

●「企業訪問・課題抽出～事業化まで」、両機関の得意分野を活かし、補完関係を構築

阿波銀行は、「企業ネットワーク、ビジネスプランニング、資金計画立案力など」を提供。
 テクノネットワーク四国・徳島大学は、「技術課題抽出・課題解決力、公的研究費獲得能力等」を提供。
 大学と地方銀行の補完関係が重要であり、大学主導や銀行に任せきりでは成功しない。



●企業訪問(地銀ネットワークの活用)

- ・「地域中小・中堅企業の課題解決型産学連携」を推進。新規事業に挑戦、今後ビジネス構築により事業化を目指す。
- ・「徳島大学のターゲット企業」の明確化。

●ビジネスプランニング

- ・「研究開発」と「ビジネス構築」の両面から地域中小・中堅企業をサポート。
- ・地域の中小・中堅企業の弱みを解決。

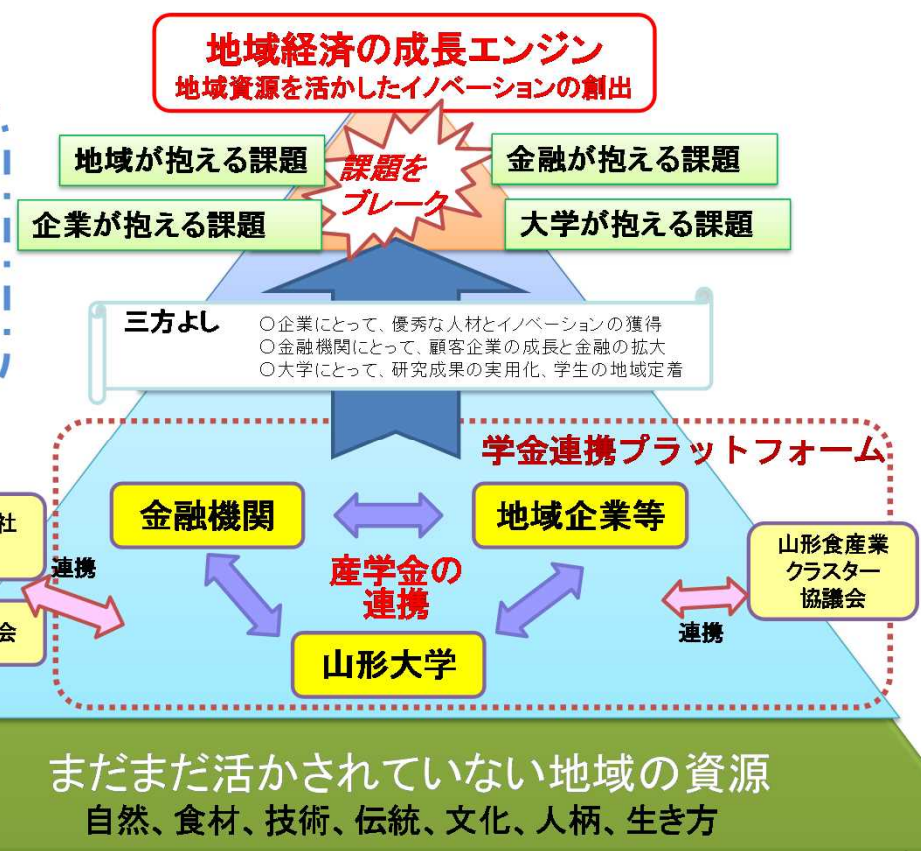
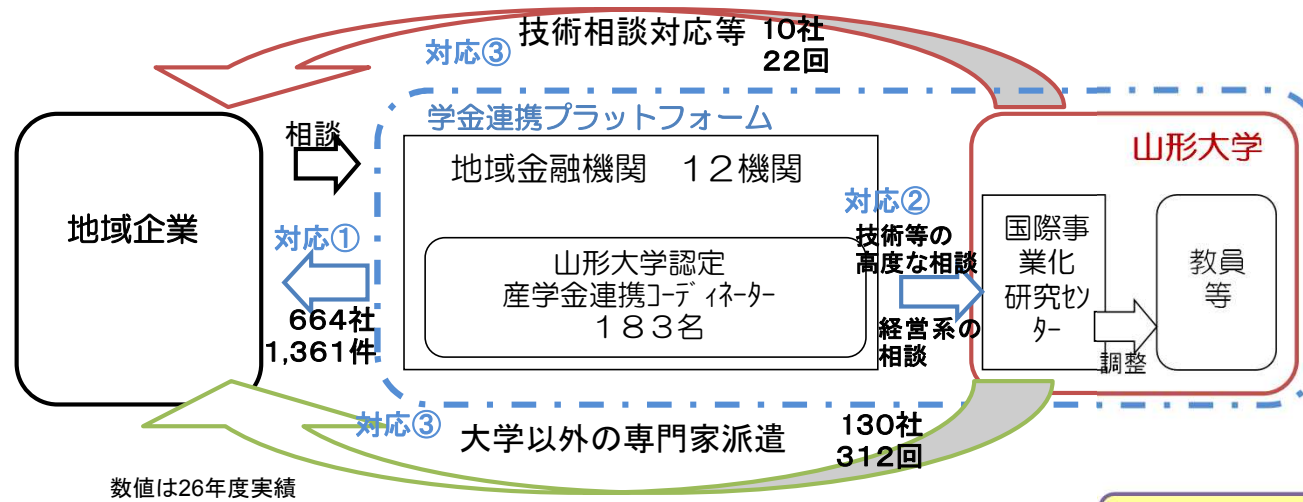
図表44 山形大学における金融機関との連携事例

地域企業の意識変革と大学と企業を繋ぐシステム構築「産学金連携人材育成モデル」

①山形大学「学金連携プラットフォーム」の構築・組織化

- ・山形大学と12地域金融機関による学金連携プラットフォームの構築
- ・金融機関を対象としたコーディネータ研修の実施（事業・技術目利き研修を、山形大学が金融機関に対して実施）

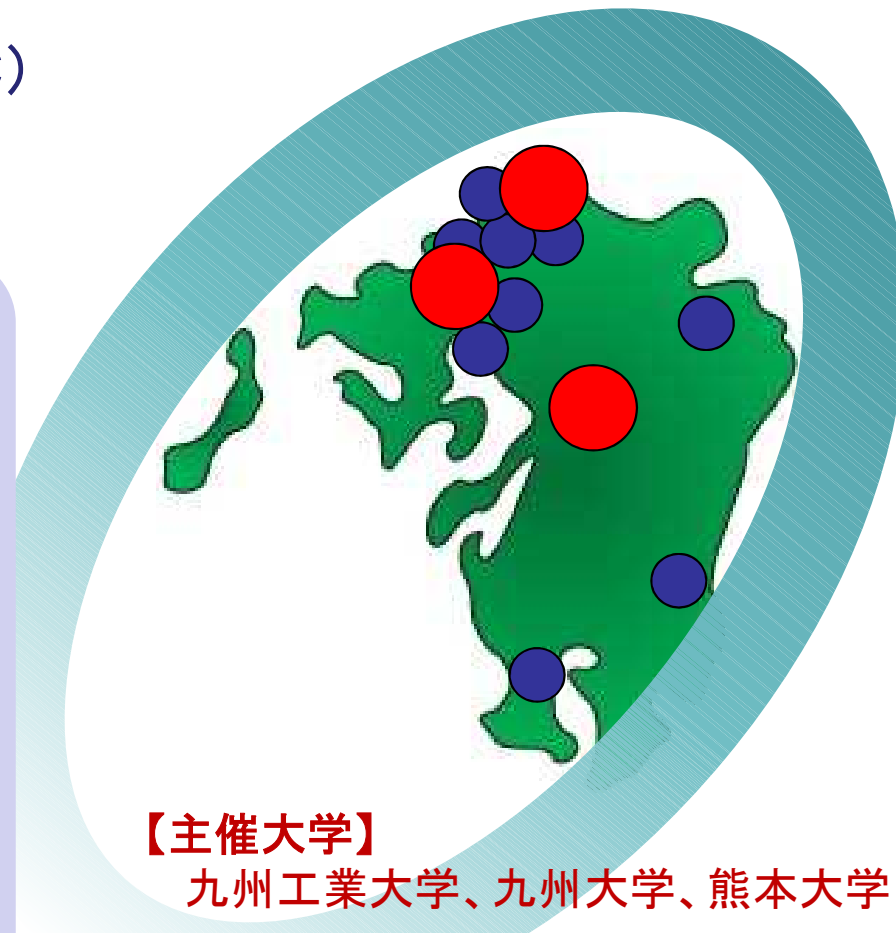
②地域企業を対象とした高度人材育成講座の実施



図表4 5 九州地区における複数大学連携事例

Kyushu Technology Collaboration (KTC) 大学合同新技術説明会・技術相談会

- ・3大学(九州工業大学・九州大学・熊本大学)が連携して主催し、九州各県の大学も参加。
- ・九州エリアの多様な大学が連携して、「大学合同新技術説明会・技術相談会」を開催。今後も継続的に実施していく予定。
- ・企業の課題解決に向けた個別相談も同時開催。複数の大学が協力して課題解決を促進。地域活性化も目指す取組。
- ・従前、3大学で実施していた知財研究会を、各大学に参加を呼びかけ、今後、オール九州の知財研究会に拡大する予定。



【主催大学】

九州工業大学、九州大学、熊本大学

【参加大学】

佐賀大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、北九州市立大学、福岡大学、九州産業大学、産業医科大学、久留米大学

図表46 TLOが目指す方向性の例

●マーケティングモデルの確立

技術移転を活発に行っているTLOが採用している、マーケティングを積極的に行って技術移転を行うモデルを早期に確立すべきである。

●共同研究の発掘や研究マネジメントにおけるURAとの連携

— 研究室⇔企業 から 大学(複数研究室)⇔企業 へ。

大学は、学内の研究テーマの把握を行い、企業NEEDSとマッチングor提案する。

URAと連動し、共同研究マネジメントも行う。

マイルストーンの設定、経理処理、関連特許の把握や情報機密管理、報告書作成まで行う。

●GAPファンドの運営に対するコミットメント

欧米の大学における、GAPファンド、POCファンドは、基礎研究の事業化に向けた研究を促進させるためのファンドである(いわゆるベンチャーファンドとは異なる)。比較的アーリーステージの大学の技術をコマースライズの可能性が高いものを技術移転機関が選定し、発明者とアプライするものである。通常は、3段階程度にフェーズが分かれ、選定された研究は一定期間でのマイルストーンが設定され、それをクリアすれば次のステップに移行するスキームをとり、成果が出れば、ライセンスやベンチャー起業につながる。我が国の大学においても、これを全国で推進する必要があると考えられる。

●大学発ベンチャー創出に向けたベンチャー・キャピタル(VC)との連携

大学発ベンチャー創出を加速していくために、イノベーション・エコシステムの中で、ベンチャー・キャピタルとの連携を強化していくことで、イノベーションを加速化していくことを考えていくべきである。

●自主運営が困難な大学知財本部に対するマーケティング支援や人材育成

技術移転のプロとして世界基準になりつつあるRegistered Technology Transfer Professional(RTTP)を、我が国においても育成することが急務である。

また、TLOが大学を支援し、人材育成をサポートしていくことも重要ではないか。技術移転協議会(UNITT)等において、情報共有の場、人材育成の場として位置付けていくことも重要である。

図表47 関西TLOにおける人材育成の取組事例

●大学とTLOの連携モデル

タイプ	長所	留意点
従来型（常勤等） TLOの人材を大学に派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託費のみで、基本的にはおまかせ対応ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託費が高い。 ・ TLOの人事異動があるため、担当者の定着は不透明である。
人材育成型 大学側の人材をTLOで受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自学の将来的なマーケティング人材を確保できる。 ・ TLOの営業ノウハウの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育成に2年程度かかる。 ・ 成果の成長カーブは緩やか。

●連携の具体的な業務形態

タイプ	形態
常駐	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1担当者の週3～5日の各大学勤務 ※月2回の関西TLO本社勤務（進捗確認） ・ 他メンバーの適宜フォロー（同行、指導、情報共有）
常駐 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1担当者の週3日の各大学勤務 ・ 複数担当者のパートタイム担当
人材 育成型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週0.5～1の各大学対象者を関西TLO本社へ派遣 <ul style="list-style-type: none"> - 対象者の営業トレーニング - 関西TLOリソースの活用 ・ トレーナーによる適宜フォロー（同行、指導） ・ 社内勉強会（マーケ、契約、理念教育など）

●人材育成型 技術移転の目標

- ①大学の産学連携人材の育成
- ②関西TLO他大学の営業先企業に、対象大学の案件を紹介する。
- ③関西TLOの他大学案件との連携可能性を探る。



図表48 企業における共同研究等のテーマと規模の例（一企業の事例）

イノベーション・マトリックス

		技術	
		既存	新規
市場	新規	マーケティング・ テーマ	新規事業開拓 テーマ
	既存	既存事業強化 テーマ	新グレード・ 新製法開発テーマ

●研究開発テーマは、対応部署に応じ3つに大別。
基本的にはテーマの位置づけとステージによって判断。

- ・事業部テーマ
- ・本部テーマ
- ・コーポレートテーマ(全社)

●海外大学と国内企業との共同研究成果取扱い事例

- ・大学単独の権利帰属。
- a) 通常実施権の場合(サブライセンス権あり)
特許出願・維持費の企業側負担。通常実施権が供与。
- b) 独占実施権の場合(サブライセンス権あり)
希望する場合は独占可。追加の実施料が必要。ただし、不実施補償等はない。

大学との共同研究の規模とその差

	包括契約	個別契約	
海外大学	50~300	10~20	<ul style="list-style-type: none"> ・担当研究者(ポスドク)が明確 ・スケジュール管理されている
国内大学	10~50	1	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の一環として学生が研究実務を担う場合が多い ・スケジュールと成果が不透明
	<ul style="list-style-type: none"> ・副学長や学部長が責任者 ・成果報告会(1回/年)を開催 ・四半期毎に社内説明できるだけの研究の進捗を把握 ・通常の競争意識に加えて、包括契約の範囲内でも競争意識が醸成されうる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教授との信頼関係に基づく(国内は、いわゆるお付き合い型の共同研究も一部存在) ・国内大学との共同研究では、四半期毎の研究進捗を把握可の案件は一部 ・研究者の競争意識は、同じ領域のアカデミアとの間で形成 	<p>規模は、期待される成果の大きさと早さ、確度による</p> <p>※1件あたりの契約額の概略イメージとその差の推定。国内大学(個別契約)の研究金額を基準にした場合の相対的な規模。</p>

図表49 共同研究等の柔軟性のある共同研究契約の海外大学事例（調査結果）

海外の大学等において、共同研究等の成果の取扱いを以下のように行っている事例が得られた。

- 海外大学において、研究成果が企業により実施されないことを防ぐための対応としては、独占的实施権の有効期間を定める、あるいはマイルストーン(いつまでに特許出願、いつまでに商品化等)を定めるといった取決めを行っているケースがあった。
- 研究成果を広く社会実装するための対応として、ドイツ、スイスやフランスでは大学等が企業に独占的実施権を与える分野・製品を限定し、それ以外の分野では他者に実施許諾できるように取決めを行っているとしたケースがあった。
- 海外大学において、実施料の設定については、売上に対する実施料(ランニングロイヤリティ)に加えて最低補償料を設定することにより、企業への事業化を促すとともに、企業が事業化できない場合でも大学等が収益を確保しているケースがあった。
- 米国、英国等においては、特許を大学に帰属させ、特許関連費用は企業が負担する形が多くみられた。
- 英国においては、大学はランバートツールキットを参考にした独自雛形を持っているケースが多い。ランバートツールキットは、交渉が難航した際の妥協案として参照される場合もある。
- 海外大学においては、共同研究等の成果の取扱いに関する契約は、研究開始時(研究開始前)に実施料等も含めて定めておくことが多い。特許の実施料等の価値は研究開始前に不明瞭な場合もあるため、その場合にはある程度の幅を持って定め、契約を見直すことを条項に盛り込むこともある。

図表50 柔軟性のある共同研究契約の事例

本格的な組織間連携の契約例

総額数億円規模、複数年の共同研究契約において、以下のような多様な要素等(教育・研究活動等の研究成果以外の要素)を含む契約事例がある。

- ・組織連携活動
- ・共同研究費(複数部局で展開)
- ・インターン費用(大学院生数名)
- ・奨学金(大学院生数名)
- ・企業幹部による出張講義(複数回)
- ・大学が行うサービスに応じた研究経費(間接経費等)の交渉
- ・大学内での企業側の種々の活動を許容

企業側へのメリット提供の例 (共同研究契約の締結にも影響を与える得る要素)

- ・よい研究成果の創出に対する期待度 (共同研究に従事する大学の人員、過去の実績等)
- ・大学側の体制に対する信頼性 (例えば、技術情報管理に対する安全性)
- ・企業側研究者受入れ時の待遇 (大学のインフラの利用、教育機会の提供等)
- ・成果報告会等を通じた、他の研究成果を知る機会の提供

柔軟かつ多様性のある契約締結のために、大学に求められるスキルの例

- ・企業側の目的・戦略を理解して、大学における戦略的な連携を企画できる力 (真の目的の把握)
- ・雛形方式でない柔軟性ある知的財産契約の交渉力 (企業側の多様な観点からの要求に対する交渉)
- ・適切な利益相反マネジメントに基づいて、連携方式の多様性を許容するマネジメント力 (規則等による画一的な制限・禁止等の対応ではなく、柔軟性あるマネジメントを実行することで、大学側の契約の自由度を増すための方策)

図表5 1 権利化対象案件の選択事例等

各機関にとって真に権利取得が必要な発明に整理し、戦略的に特許出願を行っている事例。

●発明のカテゴリーに応じた権利帰属先の切り分け（材料：大学側、装置：企業側）

共同研究契約においては、事前に共同成果物の帰属について各々が興味ある領域を提示し、原則論を定めておくことが有効である。

たとえば、新しい材料を用いた加工技術を大学と装置企業が共同研究テーマとする際に、研究対象として興味のある材料に関する成果は大学側、事業化に直結する装置に関する成果は企業側に帰属するといった例などが想定し得るケースである。

各々にとって興味のある領域を予め協議をし、相互に理解しておくことで相互に知財帰属の予見性が高まり、知財の帰属に関して不要なトラブルを避けることが可能となる。一度こじれると、共同研究契約の進捗にブレーキとなりかねない知財の帰属問題について、事前に判断基準を確立しておくことは、知財マネジメントにおける重要なスキルの一つである。

●発明の活用可能性を勘案し、製造方法は基本的に権利化しない方針

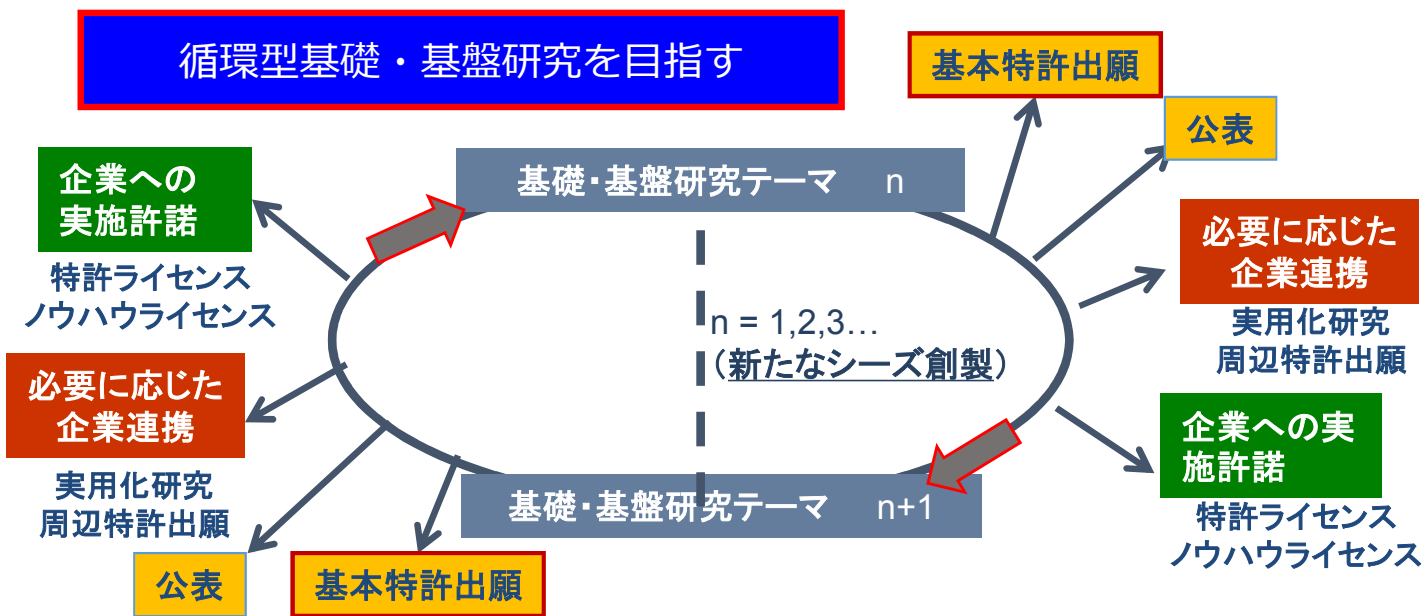
大学においては多様な発明が創出されるどころ、これまで、製造方法の権利範囲のみの特許権も多く存在していた。しかし、製造方法の権利だけでは、侵害立証可能性・排他性の観点からみても、権利としては非常に弱く、ライセンス可能性も低い。

それに鑑みて、製造方法の特許権については、出願せずに、ノウハウとして活用する方針に変更した。特許出願経費の削減にもつながった。

図表5 2 物質・材料研究機構（NIMS）におけるライセンス等の方針

- 論文・学会等での公表前にNIMS単独特許（基本特許）の出願を行う。
- NIMS単独特許（基本特許）の出願を行ってから企業連携を行う。
- 企業との連携で創出された知的財産は企業とNIMSで共有し、原則、企業の自己実施は無償（非独占での自己実施に対する不実施補償は求めない）。

基礎・基盤研究は単独で、実用化研究は企業と共同で



共同出願時に企業が選択できるケース（原則はケース①）

- ①非独占的通常実施権（無償）、第三者実施は双方自由
- ②優先実施権（有償）を設定し、その後はケース1と同様
- ③優先交渉権（有償）を設定し、その後一時金を払い、独占的通常実施権（経常実施料※）。

※経常実施料は、共有者が独占実施権を有しながら事業を行わないケースを避けるため、独占実施の場合の経常実施料は最低実施料を含むこととする。

- ◆ NIMSの単独特許と第三者との共有特許をパッケージ化し、強固な特許ポートフォリオとしてライセンスする。
- ◆ ニッチマーケット等複数社購買が不要な場合を除き、原則ライセンスは非独占的通常実施権を複数社に付与する。
- ◆ 物質・材料特許は国内材料メーカーに優先的にライセンスする（国内産業発展のため）。

*ライセンス先は2～3社が妥当、それ以上だと競争が激しく1社当たりの量産効果も出しにくい。

- ◆ デバイス特許は国内外の技術力のある部品メーカーにライセンスする。*ライセンス先は応用分野ごとに数社ずつ必要。
- ◆ 大きな市場が見込まれる時は、デファクト・スタンダードを目指す。

*その市場のトップシェアを持つセットメーカーの採用が必須。

図表53 物質・材料研究機構（NIMS）における組織的連携のスキーム



NOIC(会員制連携センター) における知的財産の取扱い (具体例)

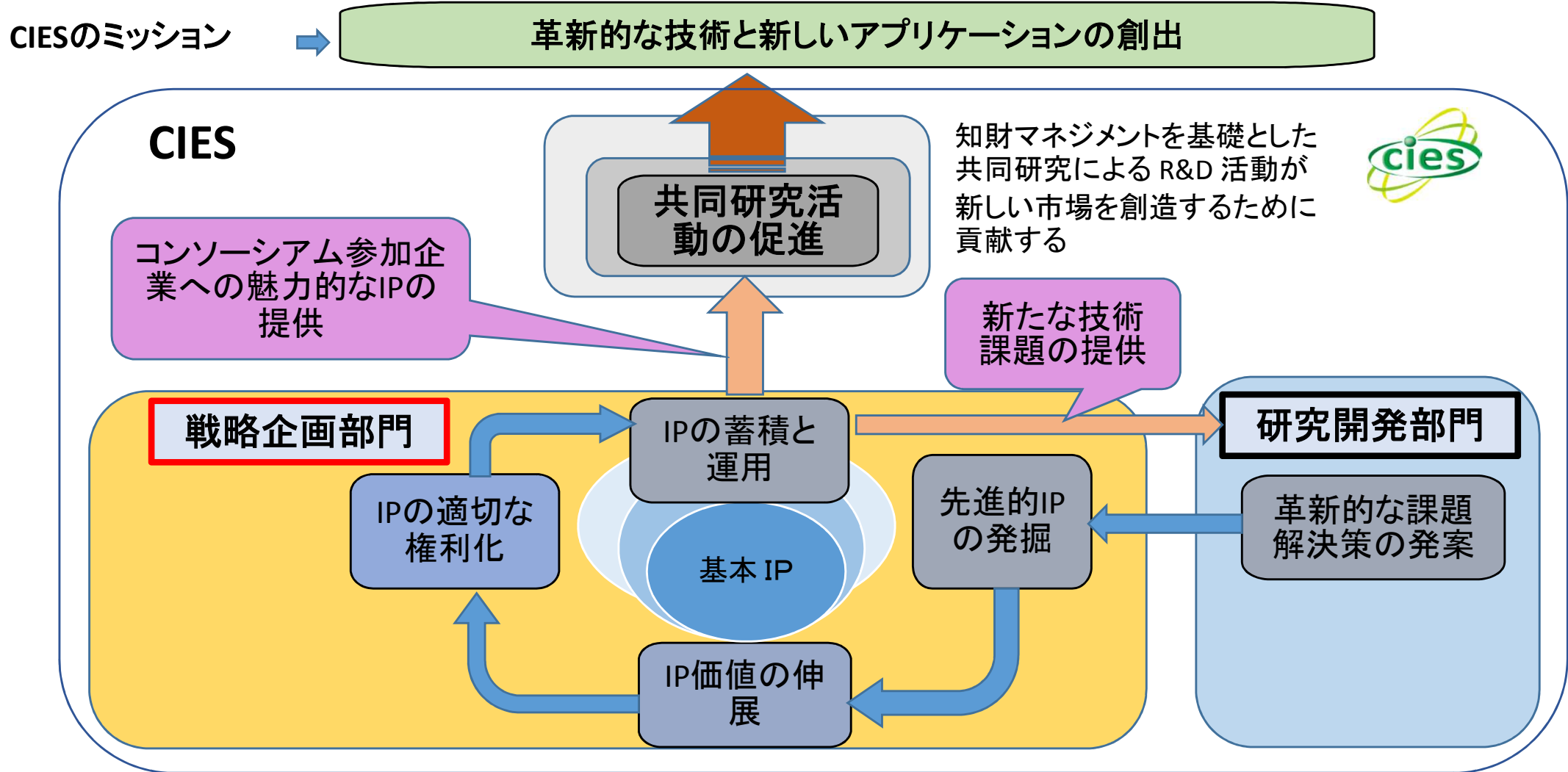
1. 創出された知財はNIMSが一括して手続き・管理し、費用を負担する
2. 知財の取扱い・取決めは**各オープンラボ(OL)単位**で行う
3. 創出された特許の実施許諾は全て**非独占的**通常実施権
4. NIMS-Aの研究者が創出した単独特許: A社・B社は他社より優位な条件で実施許諾を受けられる
5. A社とNIMS-Aの共有特許: A社は無償実施権、B社は他社より優位な条件で実施許諾を受けられる



オープンラボ
A社、B社、
C大、NIMS-A

図表54 東北大学CIESにおける知的財産マネジメントの事例

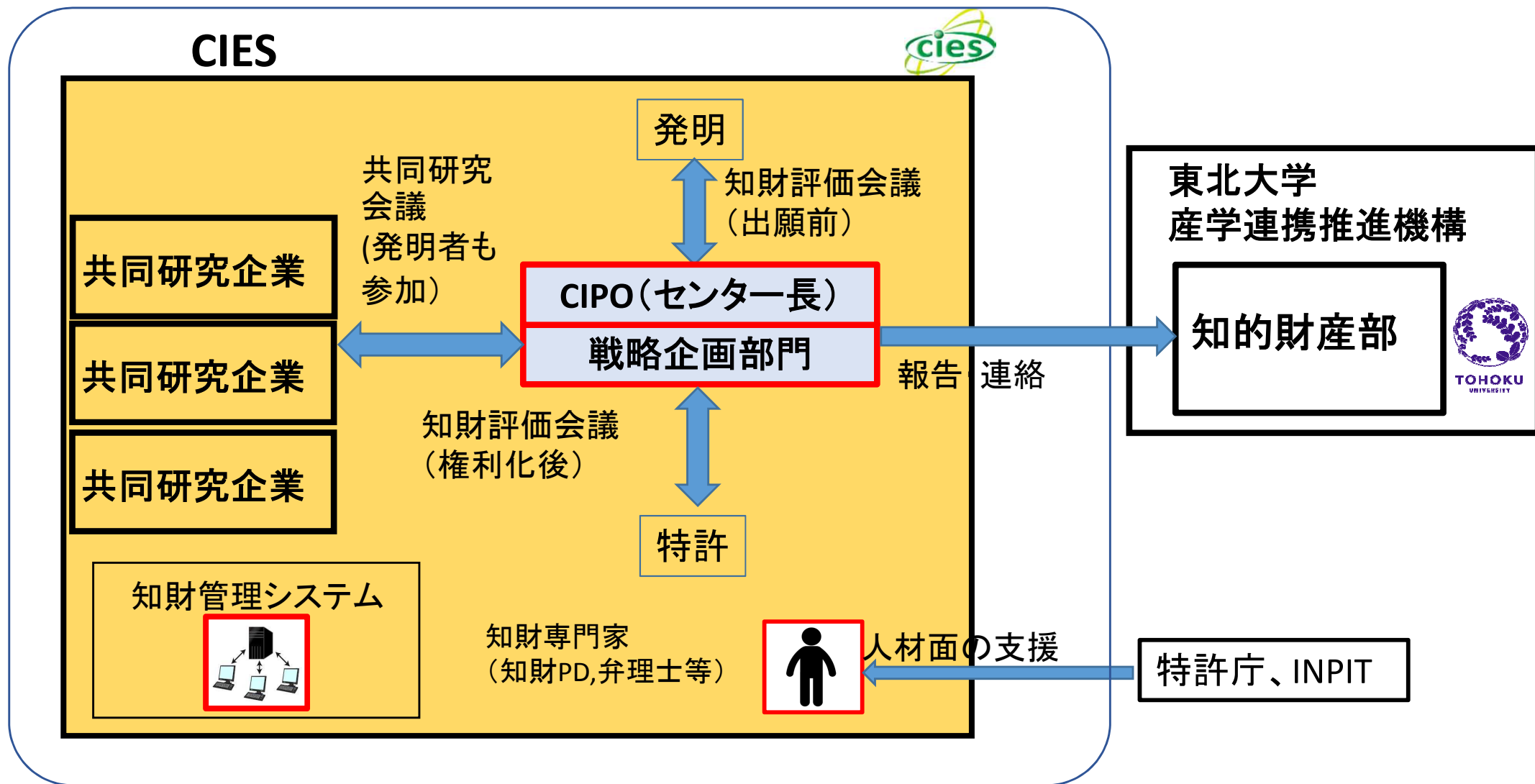
東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター(CIES)の
ミッションにおける知財マネジメントの役割



CIESにおいては、魅力ある基本IPをバックグラウンドIP(BIP)として共同研究契約においてパートナーに提供する。BIPは、市場が存在することを前提にしたライセンス契約ではなく、これから市場が創設される近未来市場にチャレンジする企業と共同研究パートナーとなるためのツールとして利用している。また、共同研究活動の成果として生み出されたフォアグラウンドIP(FIP)は、新たなパートナーを引き込むための呼び水として利用している。

図表55 東北大学CIESにおける知的財産マネジメントの体制

東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター(CIES)の知財マネジメント機構

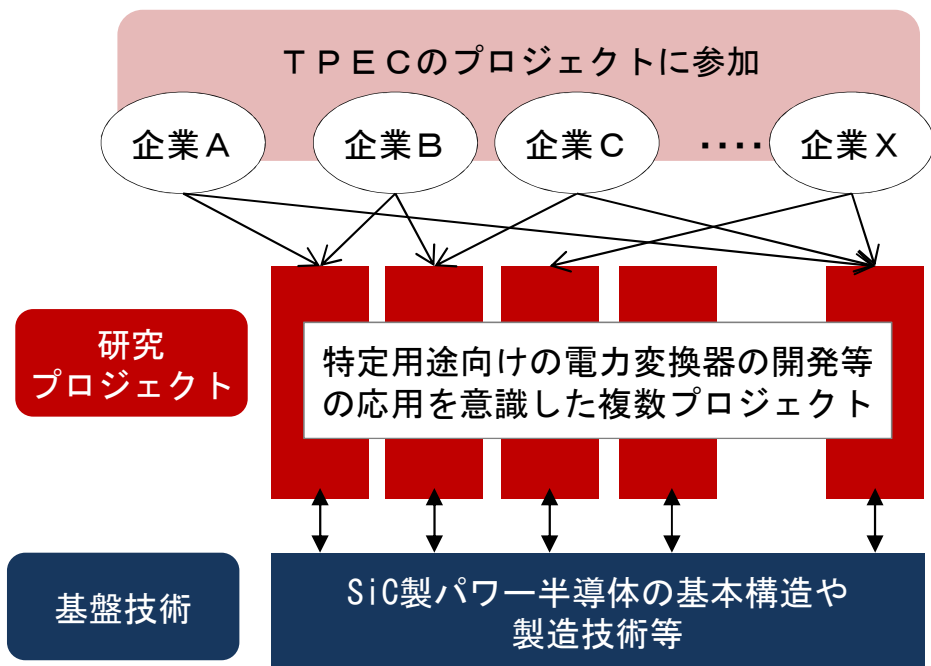


CIESは、Chief Intellectual Property Officer(CIPO)を中心に知財マネジメントを企画・運用する独自の戦略企画部門を備えている。戦略企画部門には、知財情報管理する知財管理システム及び知財専門家が配備されている。戦略企画部門は、大学の知的財産部と連携をとりつつ、CIES固有の事情に反映した知財戦略の立案、戦略の運用を実行し、共同研究企業に対する満足度を高めるために時間軸に配慮した知財マネジメントを可能にしている。

図表56 TPECの知的財産マネジメントの事例

●TPECのプロジェクトの特性

- ・パワー・エレクトロニクス分野において、多様な製品への応用可能性があるが、実用化の道筋が見えていないものを対象とし、共同研究体「つくばパワーエレクトロニクスコンステレーションズ」(TPEC)で複数のプロジェクトが実施されている。事業化を目指すテーマを設定している。
- ・SiC製パワー半導体の基本構造や製造技術といった基盤技術や、試作ラインや研究設備を共有している。
- ・材料メーカー、製造装置・検査装置メーカー、パワー半導体メーカー、インバータなどモジュールを開発するメーカー、自動車やパワー・コンディショナーといった最終製品メーカーといった全ての階層のメンバー企業が参加。同業種から複数企業が参画することも制限せず。
- ・契約内容は、企業と産総研とが 1 対 1 で柔軟に契約する。



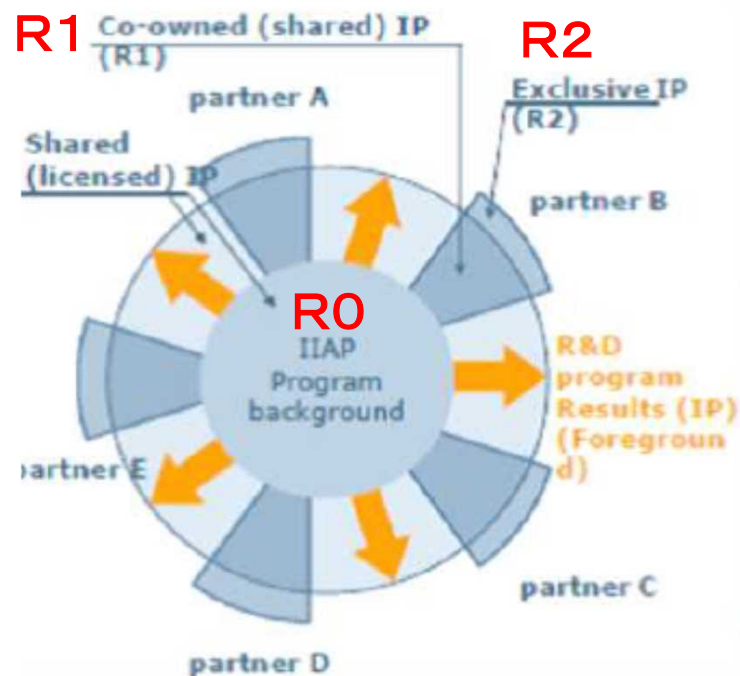
●TPECの研究成果(フォアグラウンドIP)の取扱い

- ・フォアグラウンドIP自体は研究者の組織に帰属。
- ・TPEC内では研究成果がメンバーに公開されており、TPEC内の他プロジェクトでも、他者の成果(FIP)は自由に利用可。
- ・ただし、自社事業で知財を利用する場合に限って、独占を許可。一部の技術が重要な差異化要素となることがあるため。事業化まで時限的に独占を認め、成功したらその後も独占可(日本企業のニーズに合ったオープンさを担保)。
- ・TPEC内オープンとは、秘密情報として開示を受けることができる情報であって、産総研つくばセンター内での研究開発において、無償で利用することが認められる技術情報の開示。外部に持ち出す場合等は、有償による技術移転を受けることが必要。



図表57 IMECにおける知的財産取扱いパターン

IMECにおける知財管理の枠組みとなっているのは、産業提携プログラム(IMEC Industrial Affiliation Program: IIAP)。IIAPでは、知的財産権の所属、アクセス、保護に関して、IMECとIIAPに参加している研究パートナーとの間で、双務契約が結ばれる。契約の際に研究パートナーらは参加費用を支払い、IMECが保有している知的財産(バックグラウンドIP)へのアクセスを許される。また、IIAPを通して開発された知的財産(フォアグラウンドIP)は、研究パートナー間で共有されるが、非独占的であり、譲渡も認められていない。フォアグラウンドIPは、同じ研究分野の次の段階のIIAPが創設された時点で、IIAPのバックグラウンドIPになる。



フォアグラウンドIPの分類

- R0:** R0は、IIAPの途上でIMECの正規研究者ら(客員研究者ではない)の個別の研究によって生み出された知的財産の権利のカテゴリーであり、権利はIMECに帰属し、研究パートナーには帰属しない。研究パートナーらの権利へのアクセスは可能だが、独占・譲渡は認められていない。
- R1:** R1は、IMECの正規研究者らと、研究パートナーから派遣されてきた客員研究員の共同研究によって生み出された知的財産の権利のカテゴリーであり、権利はIMECと研究パートナーに帰属し、権利を持つ者のライセンス使用は認められている。開発に携わらなかったIMECの関係者には、権利(もしくは権利の一部)へのアクセスが認められている。
- R1*:** R1*は、R1の中でも、開発者本人(もしくは複数人)のアクセスのみが認められた知的財産のカテゴリーであり、同じIIAPに参加していた研究者であっても、アクセスは認められていない。
- R2:** R2は、IMECの主導するIIAP内で、研究パートナーから派遣されてきた客員研究員らが生み出した知的財産のカテゴリーであり、アクセスは研究パートナーには認められているが、IMEC側には一切のアクセスが認められていない。競争の概念を意識した権利のカテゴリーである。

IMECが目指すのは、R2以外のカテゴリーの財産権を吸収するだけ吸収し、自身のバックグラウンドIPを強化すると共に、IMECに所属しない外部組織のIIAPのフォアグラウンドIP、バックグラウンドIPへのアクセスを徹底的に遮断することである。こうすることでIMEC内のイノベーション・エコシステムが守られ、IMECのクラスターとしての機能や国際競争力が維持される。

また、外部に知的財産が譲渡されないということは、研究パートナーやIMECが保有する知的財産の価値、今後のIMEC内部におけるR&D活動で、自分が所属する組織の重要性やプレゼンスを高めていくため、重要な知的財産を作り出す、もしくは知的財産にアクセスしていく必要がある。IMEC側にも研究メンバー側にもインセンティブがある体制である。

図表58 カーネギーメロン大学QoLT（ERC）における知財取扱い事例

- ・目的： ERC(Engineering Research Center)のプログラムであり、①産業界の競争力強化に向けた長期的なビジョンに焦点をあわせ、②伝統的な学問分野をインテグレートしてシステムレベル工学研究へ展開し、③研究と教育のための大学と産業界のパートナーシップを形成するためのもの。QoLTでは、高齢化社会における総合的生活支援技術を開発する目的のもと設立された。
- ・研究資金： NSF から毎年\$4million の資金支援を受け、QoLT 参画企業から年間\$1million の資金を獲得している。
- ・研究体制： カーネギーメロン大学のロボティクスとピッツバーグ大学の医学を統合しており、研究者数十名と学生50名程が参加している。
- ・参加機関： カーネギーメロン大学、ピッツバーグ大学、企業10社（インテル、日産、Bosch、三星、GMなど）

・知的財産権： 大学の設備を使用した発明は、大学に単独帰属する。企業が使用を希望する知的財産権は、企業が出願を行い、権利は大学に帰属する。企業が知的財産権を使用する際は、原則実施料を有償で支払う。

・参加メリット： 右記のように、参加料別（アソシエイト、フル、マスター、プレミアムマスター）に種々の特典がある。

特典	Associate	Full	Master	Premium master
訪問が随時自由	●	●	●	●
学生のリクルートのファシリテーション	●	●	●	●
教員やスタッフとの接触機会。参加者リストは事前打ち合わせ	●	●	●	●
テクノロジー/インダストリー デイのブース出展可	●	●	●	●
QoLTセンターのwebサイトへの掲載	●	●	●	●
すべての刊行物の先行受領とその顧客等への利用	●	●	●	●
開示された発明の通知	●	●	●	●
QoLTの継続教育コースの席の確保と割引	●	●	●	●
アドバイザリーボードへの委員参加（投票権ゼロ、Full: 1票、Master: 2票）	●	●	●	●
QoLTのファウンダリー アドバイザリーボードへの参加	●	●	●	●
特定プロジェクトへの研究員派遣(a)、学生フェロースhipへの参加(文書作成)	-	-	●	●
メンバー企業での年会開催	-	-	●	●
新しいQOLテクノロジーのライセンス（メンバー継続の必要） Masterメンバーがライセンスを受けない知財の交渉権（Associate, Full）	-	非商業目的 非独占無償	独占ライセンスの3年間交渉権	独占ライセンスの3年間交渉権
目的指向プロジェクト研究と独占ライセンスの機会（master premium）	-	-	-	●
年会費（現金と装置/サービスの組合せも可）	\$5k	\$20K	\$100K	\$250K

出典：
東京大学 中長期的な視点に立った多対多型
産学官連携モデル

図表59 TIA-nanoにおける知的財産権の取扱いの例

1. 基本的考え方

(1) 知的財産戦略と知財取扱規定等の関係

知財取扱規程等を検討する際に、特許情報分析を活用しつつ利用可能なBIPを把握した上で、プロジェクトの知的財産戦略を明確にするとともに参加者と共有することが重要である。

(2) 中核機関への知的財産権の蓄積と利用

知的財産戦略を検討する際に、拠点活用プロジェクトの研究成果を中核機関に蓄積する戦略と、中核機関に蓄積された知的財産権を拠点活用プロジェクトの参加企業が利用する戦略の両面から考えることが重要である。

2. 知財取扱規程等における検討事項（一部抜粋）

(1) 知的財産権の帰属

特に市場不確実性が高いプロジェクトの場合、参加企業の意見も踏まえつつ、研究成果に係る知的財産権の帰属を中核機関に集中させる一元的管理を検討する。

(2) 知的財産権の組織的な管理と出願手続

知的財産権の管理について、少なくとも研究成果をノウハウとして秘匿するか特許出願するかを選択を委員会等により組織的に管理することが適切である。

(3) 参加企業への実施許諾(FIP)

科学的・技術的難易度が高くかつ市場不確実性が高いプロジェクトにあっては、一括管理した知的財産権を一括(ワンストップ)ライセンスする方法を検討する。また、一括(ワンストップ)ライセンスが不適當な場合にあっても、市場不確実性が高い拠点活用プロジェクトにあっては、権利者以外の参加企業からの実施許諾の申出に対して権利者による拒否を認めず、少なくとも適切かつ合理的な条件での実施許諾を義務づけることが適切である。

一方、市場不確実性が低い拠点活用プロジェクトや、科学的・技術的難易度が低く実用化に近いフェーズの拠点活用プロジェクトについては、参加企業の意向を十分に勘案して、権利者以外の参加企業からの実施許諾の申出に対して権利者による拒否権を認め、各参加企業の独自性の確保も配慮することが適切である。

(4) プロジェクト開始前の知的財産権(BIP)の取り扱い

オープンイノベーションを促進する観点から、中核機関のBIPの取り扱いはもちろんのこと、参加企業のBIPの取り扱いについても、参加企業の同意が得られることを条件に検討を行い、FIPと同様にその取り扱いを規程に明記する。